

千葉港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和7年 月

千葉港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月 千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月 交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成31年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年11月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 3年10月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 6年 3月 千葉県地方港湾審議会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画.....	2
2 危険物取扱施設計画	2

変更理由

- 1 葛南中央地区において、立地企業の要請に対処するため、専用埠頭計画の係留施設を撤去する。
- 2 葛南中央地区において、立地企業の要請に対処するため、危険物取扱施設計画を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 葛南中央地区

立地企業の要請に基づき、以下の施設を撤去する。

（ 既設
水深 6 m ドルフィン 1 バース（専用） ）

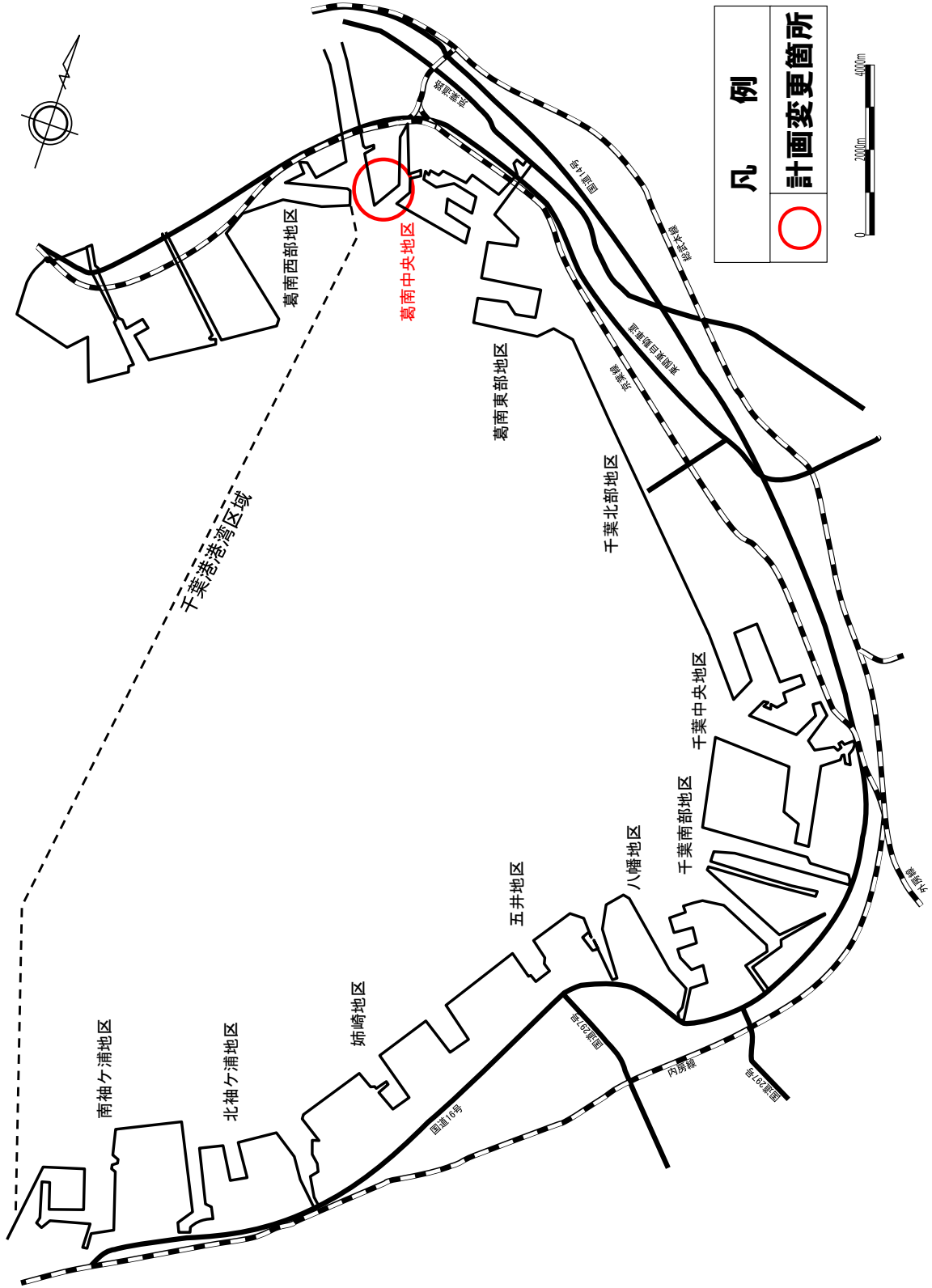
2 危険物取扱施設計画

2-1 葛南中央地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

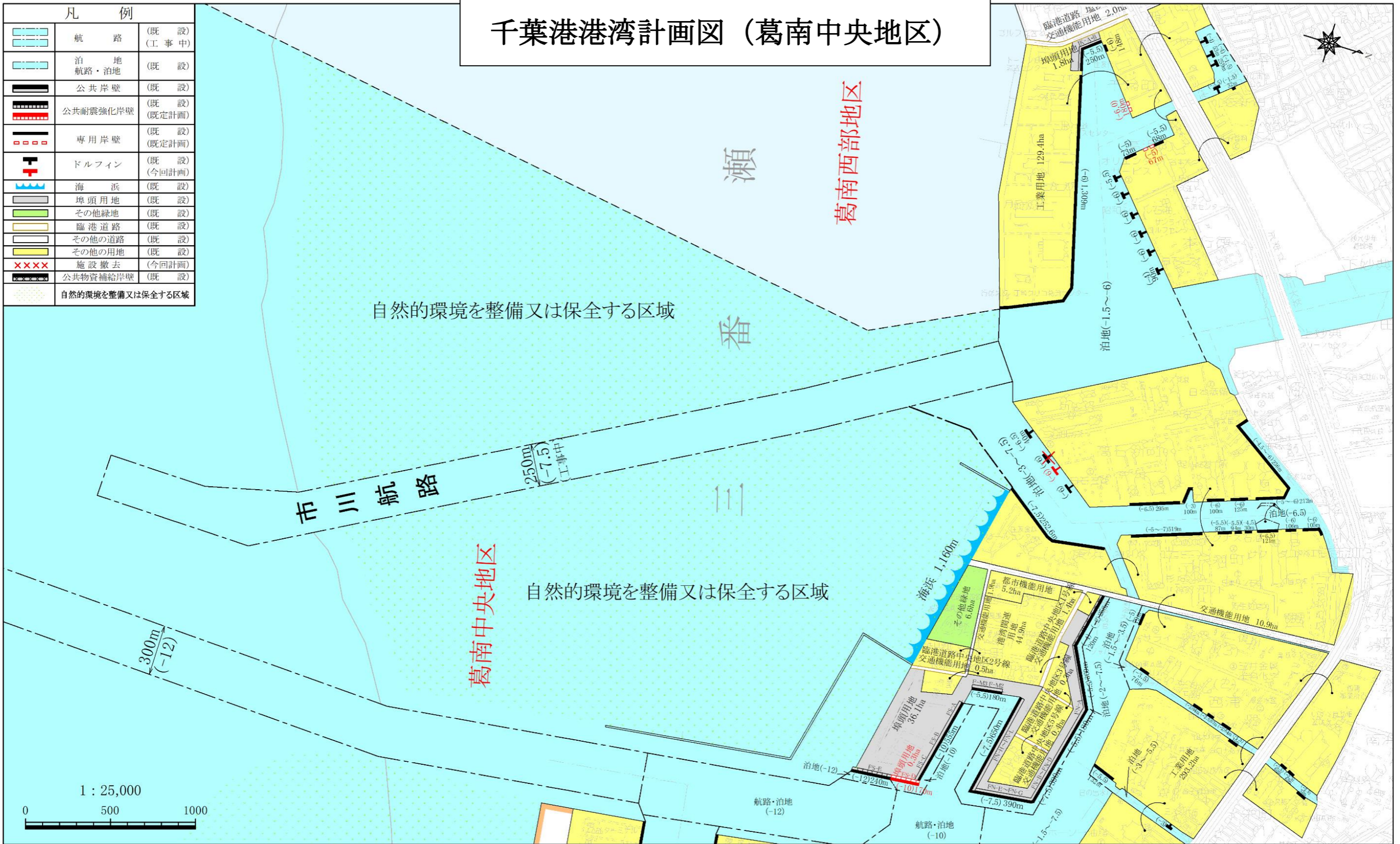
水深 6 m ドルフィン 1 バース（専用） [新規計画]

千葉港港湾計画位置図



千葉港港湾計画図（葛南中央地区）

凡 例	
	航 路 (既 設) (工 事 中)
	泊 地 航路・泊地 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	専 用 岸 壁 (既 設) (既定計画)
	ドルフィン (既 設) (今回計画)
	海 浜 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	その他緑地 (既 設)
	臨 港 道 路 (既 設)
	その他の道路 (既 設)
	その他の用地 (既 設)
	施設撤去 (今回計画)
	公共物資補給岸壁 (既 設)
	自然的環境を整備又は保全する区域



1 : 25,000

